

3 近年の労働安全衛生法令の改正等について

呉労働基準監督署



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」（トラック運転手）

目次

- 1 ストレスチェック実施の義務化
- 2 トラックでの荷役作業時における
安全対策の強化
- 3 その他

1 ストレスチェック実施の義務化

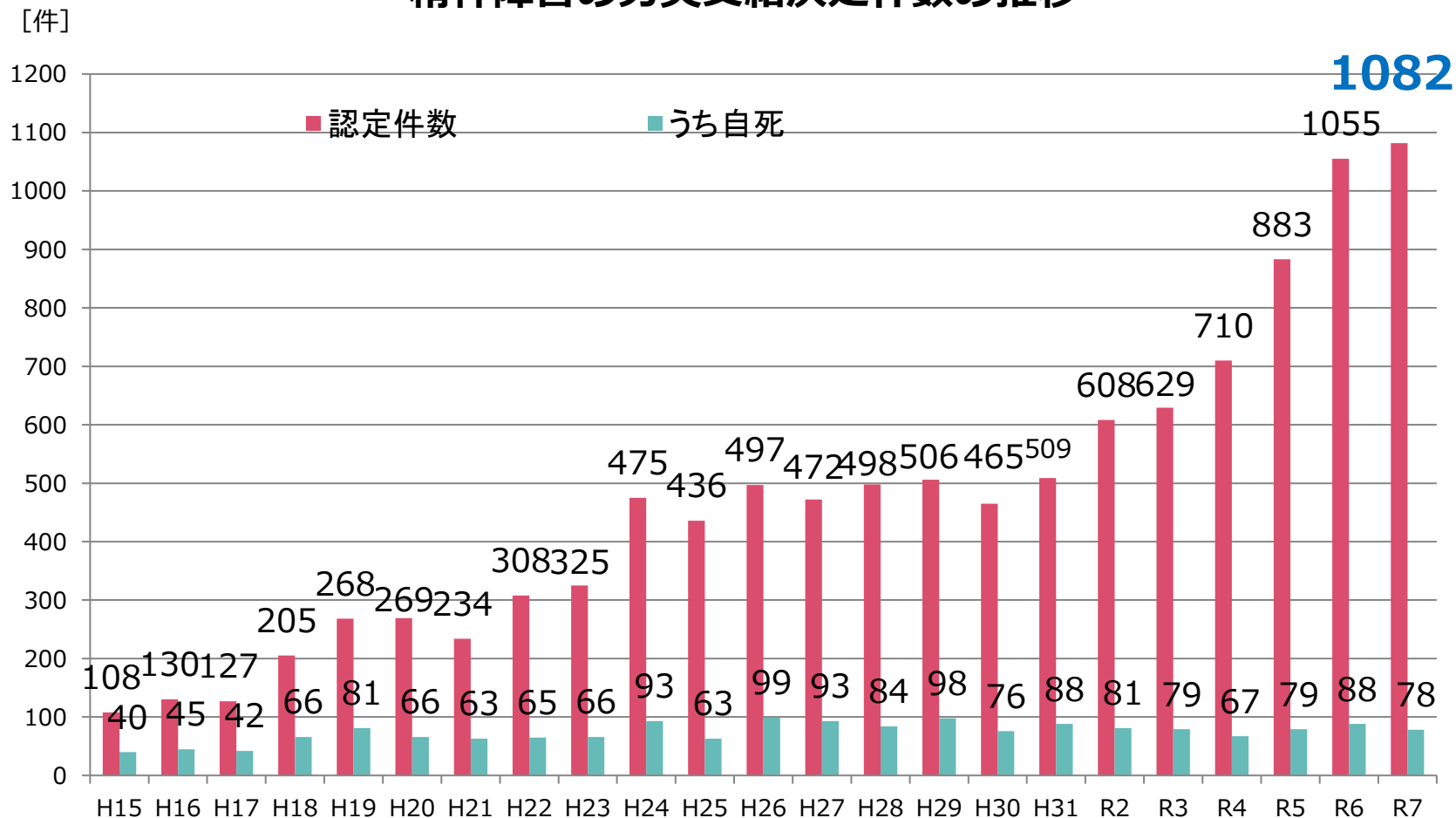
(1) ストレスチェックの義務化

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点から、平成27年12月にストレスチェック制度が導入された。ただし、労働者数が50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は当分の間、努力義務。
- 今般、メンタルヘルス対策の取組の強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法（令和7年法律第33号）により、
50人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施を義務づけることとなった。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保。（施行日は、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）→令和10年4月1日。

(2) 精神障害の労災認定の状況

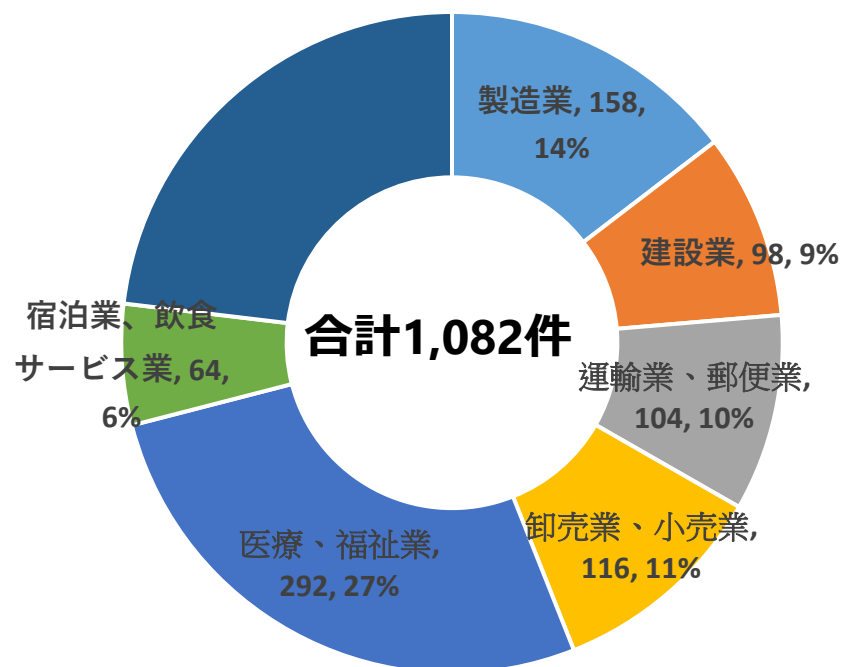
○ 精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和7年度には1082件と過去最多

精神障害の労災支給決定件数の推移



出典：過労死等の労災補償状況

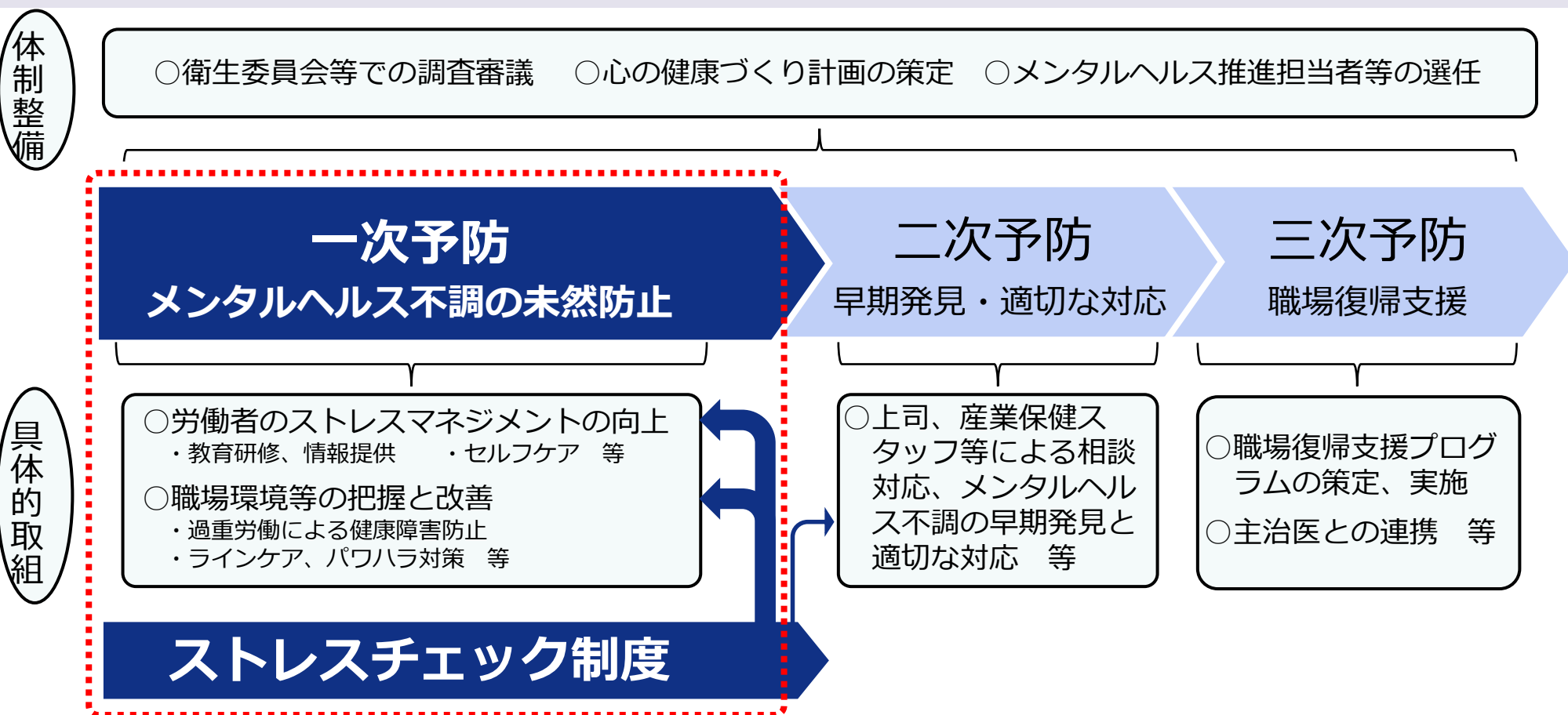
(3) 令和7年度業種別精神障害の労災補償状況（全国）



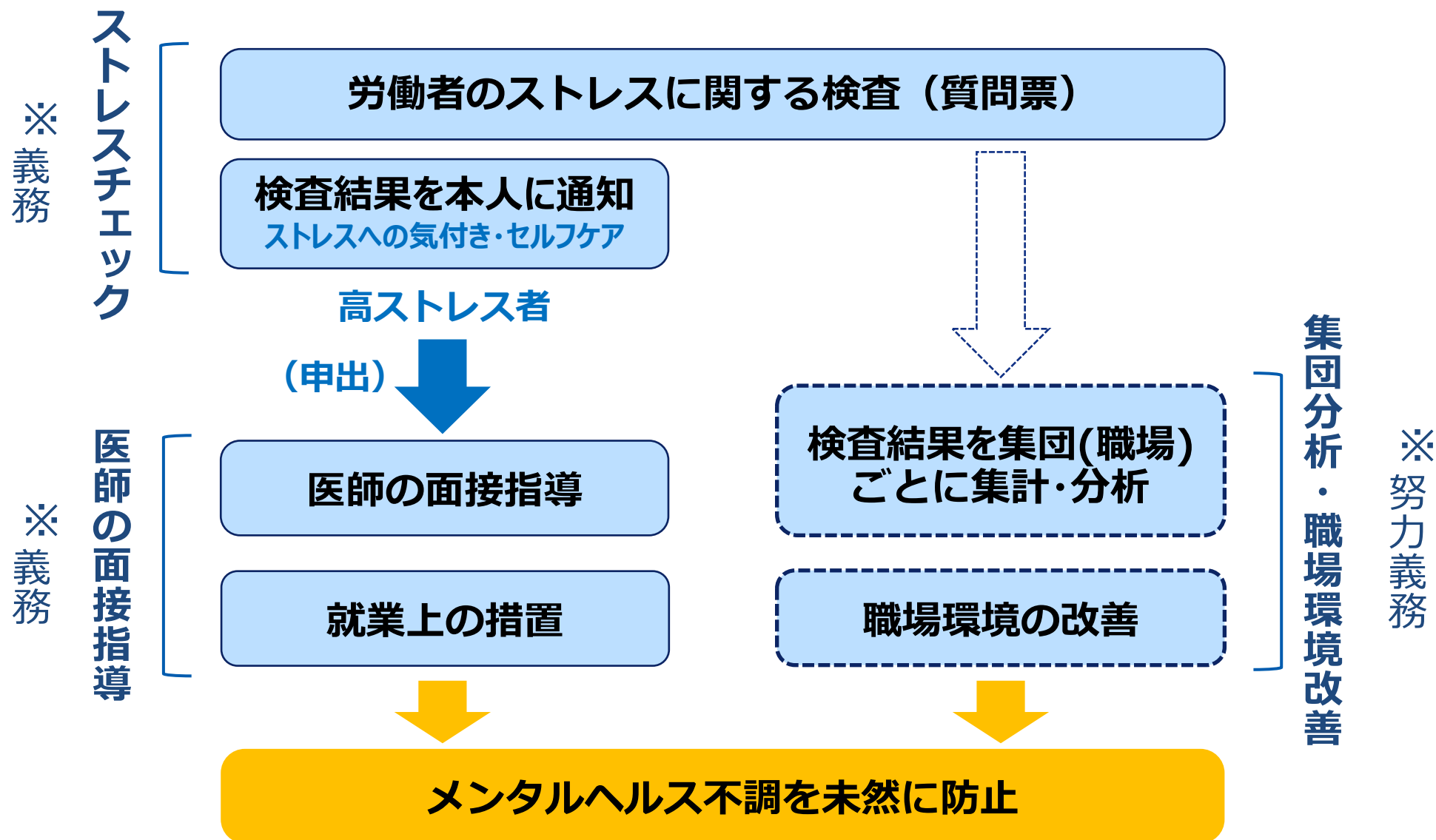
医療、福祉業が最も多い。運輸業は10%。

(4) メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック制度

- 事業場における労働者のメンタルヘルスカは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。
- ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。



(5) ストレスチェック制度の大まかな流れ



(6) ストレスチェック（検査）

- ストレスに関する調査票に労働者が記入し、集計・分析の結果を本人に通知することで、自分のストレスがどのような状態にあるのか気付きを促す簡単な検査。

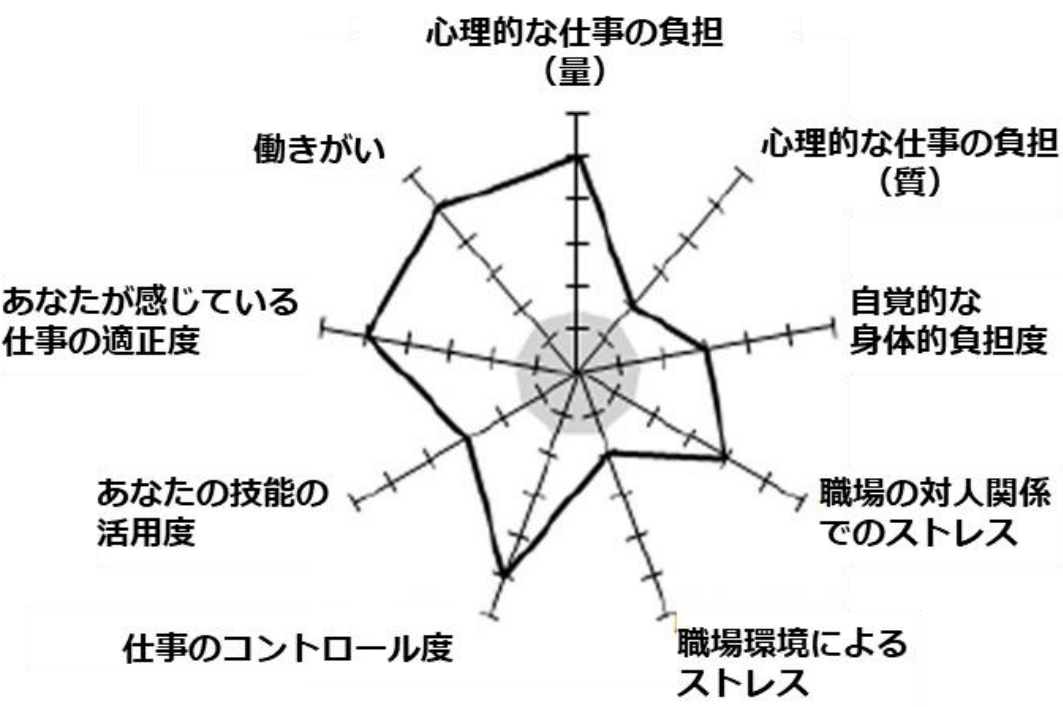
職業性ストレス簡易調査票（57項目）

質問票のイメージ		そ う だ	そ ま う だ	ち や が や う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	-----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	-----	1	2	3	4
⋮					
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
1. 活気がわいてくる	-----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	-----	1	2	3	4
⋮					
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？					
1. 上司	-----	1	2	3	4
2. 職場の同僚	-----	1	2	3	4
⋮					

(7) 本人に通知される検査結果 (イメージ)

<あなたのストレスプロフィール>

① ストレスの要因



<あなたのストレスの程度>

あなたはストレスが高い状態です。
(高ストレス者に該当します。)

セルフケアのためのアドバイス

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

医師の面接指導を受けていただく
ことをお勧めします。

(8) 50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法について **マニュアルを作成**

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場
ストレスチェック	産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度（※）	労働者のプライバシー保護の観点から、原則、 外部委託を推奨 外部委託 1人当たり 数百円から千円程度 （※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たり2万円程度（※）	全国350の 地域産業保健センターの体制を強化 、登録産業医が面接指導を 無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務は課さない

（※）厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する健診機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和6年）

50人未満の事業場の負担等に配慮し、**施行までの十分な準備期間を確保**

2 トラックでの荷役作業時における 安全対策強化

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲拡大

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

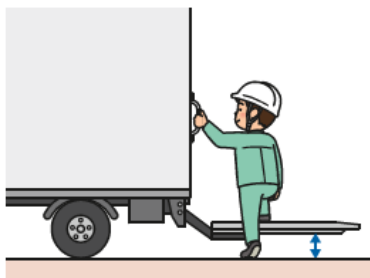
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

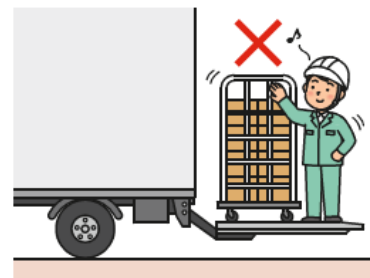
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲拡大

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△ (上記以外)		

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育義務化

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・ テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・ テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・ 荷の種類及び取扱い方法 ・ 台車の種類、構造及び取扱い方法 ・ 保護具の着用 ・ 災害防止	2 時間
	関係法令	・ 労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・ テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

運転位置から離れる場合の措置の一部改正

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

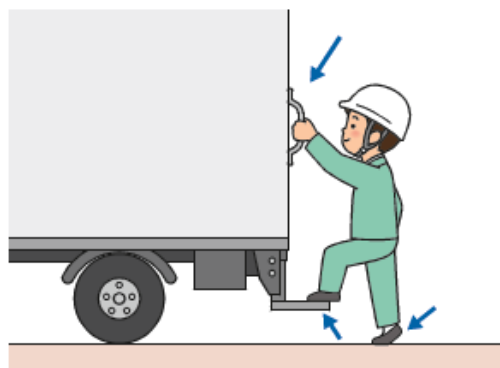
昇降設備の留意事項について



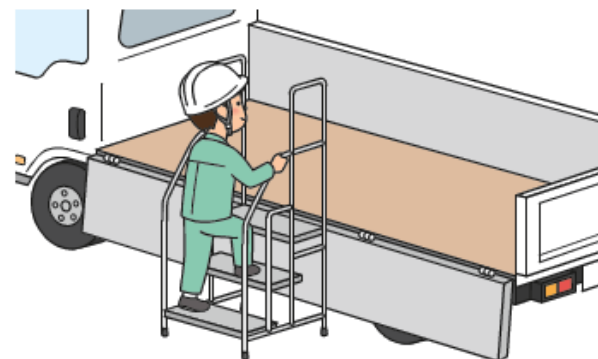
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

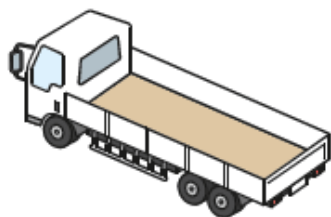


可搬式の踏み台等の例

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類

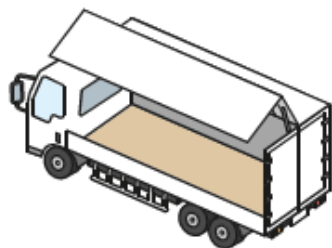
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

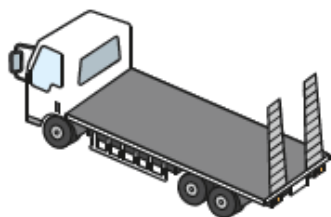


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

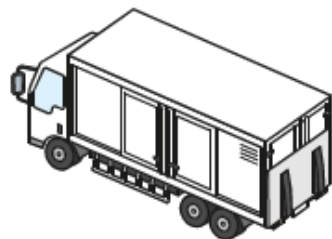


ウイング車



建機運搬車

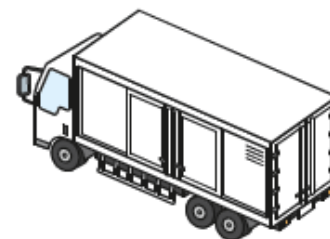
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

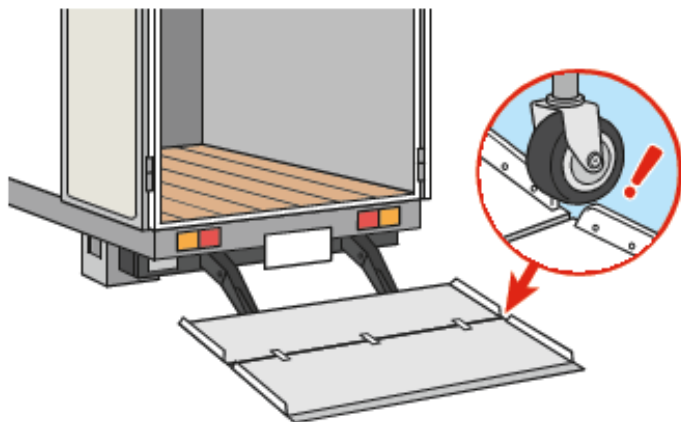
（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において
保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

その他気を付けていただきたいこと

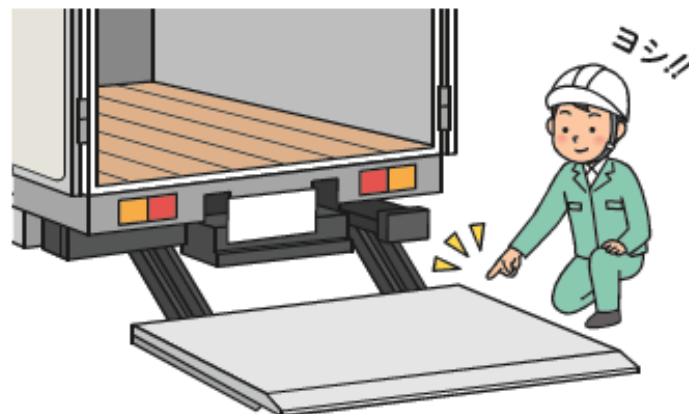
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

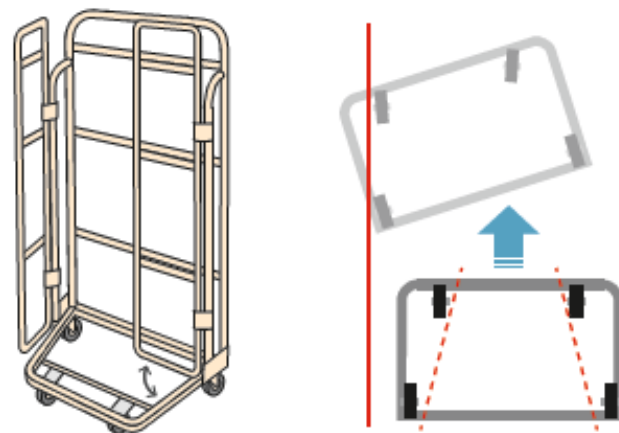
その他気を付けていただきたいこと

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

3

3 その他

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

墜落・転落による労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する
- ・あおりを立てる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保※を実行する
（※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保しておくこと）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

墜落・転落による労働災害の防止対策（前ページからの続き）

○墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用してください。

○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

○自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

○定期自主検査の実施

○作業計画の作成

○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行う
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

○通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

クレーン等による労働災害の防止対策

- クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認
つり上げ荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。
- 定期自主検査の実施
- クレーン等の定格荷重を超えて使用させない
- 移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知
- 移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正
- 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

コンベヤーによる労働災害の防止対策

○コンベヤーを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る（コンベヤーをまたがない）
- ・コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直す
- ・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う

○通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置（自社内）

○駆動ローラとフレーム、またベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設置（自社内）

○コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設置（自社内）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

○ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
- ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
- ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
- ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
- ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
- ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
- ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
- ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

○ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
- ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
- ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
- ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
- ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
- ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
- ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
- ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策（前ページからの続き）

- ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する
- ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓
- 床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

転倒による労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する
- ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない

○荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用

○荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす（自社内）

○荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）

○台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

腰痛防止対策

○職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）で示された対策の実施

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす
- ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
- ・重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す
- ・重量の重い荷は、2人以上で扱う
- ・できるだけ台車等を使用する

○人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

その他の労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行う
- ・あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない

○パレットの破損状況の確認

崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

安全衛生活動にご協力をお願いします。

